求職活動等に関する申立書

愛川町長 あて

【教育・保育給付認定の場合】

保育所等施設の利用申込み(または継続利用)にあたり、現在以下のとおり求職活動等をしており、保育所等施設への入所月から翌々月の5日まで(例:4月入所の場合→6月5日まで)、または前職退職日から2ヶ月以内(例:4月30日退職の場合→6月30日まで)に、就労(1日4時間以上かつ月16日以上)し、就労証明書を提出することを確約します。なお、入所月から翌々月の5日まで(または前職退職日から2ヶ月以内)に就労せず、就労証明書を提出しない場合は、入所月翌々月末で退所することに異議を申し立てることはありません。

【施設等利用給付認定の場合】

施設利用にあたり、現在以下のとおり求職活動等をしており、施設等利用給付認定期間中に就労し、就労証明書を提出することを確約します。なお、施設等利用給付認定期間中に就労せず、就労証明書を提出しない場合は、認定を取り消されても異議を申し立てることはありません。

1	現在の活動状況について(該当するものにチェックをつけてください) □利用開始後、求職活動を行う予定である (インターネット等で求人情報を収集しているのみの場合を含む) □ 求職活動を行なっている (次のうちから主なものを1つだけチェックをつけてください) □ハローワーク等に登録して求職活動中である □インターネット等で求人情報に応募し、面接を受けている □その他()
2	入所保留となった場合について(<u>※教育・保育給付認定を申請の方のみ</u>) □ 入所保留後も求職活動も継続する □ 入所保留となった場合は、求職活動を休止する	
上言 令和	こったがは出てる りたっぱい はくれい はいません。 ない 年 月 日 <u>氏名</u>	

(保育所等申込・利用) 児童名	生	年	月	日	(第1希望・利用)施設名
		年	月	日	申込 ・ 在籍
		年	月	日	申込 ・ 在籍
		年	月	日	申込 • 在籍